

第 55 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 7 月 11 日（金）10:00～11:57

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子

（専 門 委 員） 山田 育穂

（審議協力者） 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課：岩佐課長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 「国勢調査の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第 55 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回も、前回に引き続き、国勢調査の変更について議論いたします。

なお、加藤専門委員は、本日、所用により御欠席です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 議事次第を御覧ください。

今回は、前回に引き続き「（2）報告を求めるために用いる方法の変更等」、また「報告を求める事項の追加・削除」について審議いたしますが、資料と致しましては、前回の部会で配布しました資料 3-1 の「審査メモ」及び資料 3-3 の「審査メモで示された論点に対する回答」を用いる予定でございます。

前回の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

前回部会の結果概要につきましては、既にお送りして、御確認いただいているものを、今回参考 1-1 としてお配りしております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日は、前回に引き続き、調査計画の変更のうち「（2）報告を求めるために用いる方法の変更等」から審議を行います。

それでは、審査メモの 8 ページ「（2）報告を求めるために用いる方法の変更等」の「ア調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、説明させていただきます。

前回、配布いたしました資料 3-1 の審査メモの 8 ページを御覧いただければと思います。

「（2）報告を求めるために用いる方法の変更等」のうち「ア 調査組織の変更」ということで、大規模な集合住宅や社会福祉施設等においては、管理会社や施設の運営法人等の従業員に調査員業務を委託することにより、調査をより円滑に実施できるといった御意見が都道府県及び市町村から多く寄せられています。

このため、平成 27 年調査では、集合住宅等における調査員業務について、管理会社等への委託が可能となるよう変更することが計画されているところです。

統計調査において、集合住宅等の管理人等を調査員として任命した場合は、その集合住宅等に関係

ない者を調査員とした場合に比べまして、調査対象世帯の忌避感等が少なく、居住確認等の調査員業務を円滑に行うことが期待できるところであります。

このため、実際、市町村では、調査員確保の際、集合住宅等の管理人等に調査員になってもらうことを依頼する場合も多いという状況です。

ただ、依頼先の管理人の中には、調査員業務を行うこと自体は可能なのですが、調査員としての報酬を直接市町村から受け取ることができない、管理会社等に支払ってほしいという要望がなされるケースがあります。

しかし、本調査では、従前から調査員としての報酬は人事院規則等もあり調査員本人に支払うことになっているため、結果的に管理会社等に雇用されている管理人等に対し、調査員業務を行ってもらえないといった事例が多く発生しております。

この対策と致しまして、集合住宅等に居住する世帯の中から調査員を選定するという方法も考えられるところではありますが、実際、そうした形で調査員になっていただくことを受諾してもらうのは、非常に難しいのが実情です。

このため、集合住宅等における調査員業務の取扱いに関し、市町村から都道府県等を通じ、改善を求める要望が多数寄せられている状況です。

こうした状況を踏まえまして、統計局では集合住宅等の管理人等が所属する管理会社等との間で、調査員業務の委託契約を締結し、当該業務に対する報酬を管理会社等に支払い、集合住宅等の管理人等に調査員業務を行わせることにより、調査実施の円滑化を図りたいとしています。

こうしたこともあり、統計局では、本調査の実施に先駆けまして、2次試験調査の中で、東京都中央区のマンションのみで構成する2調査区におきまして、マンションの管理会社と委託契約を締結しまして、管理人等に調査員業務を行わせる方法で調査を実施し、こうした方法の有効性の検証を行っております。

その結果が、審査メモの9ページ中段のところに関係のデータの記載がありますが、管理会社に委託を行った調査区と委託していない調査区の2つの調査区につきまして、調査票の回収状況を比較しますと、調査員回収では、委託調査区の回収率がそれ以外の調査区のもの約2倍となっております。また、郵送回収やオンライン回答を含めた全体の回収率でも、委託調査区の回収率がそれ以外の調査区と比べて高いといった結果となっております。

このように、集合住宅の管理会社等へ調査員業務を委託する方法につきましては、集合住宅等に居住する世帯に詳しい者が調査員業務を実施することとなるため、面接困難世帯との接触が可能となることも期待できること等から、おおむね私どもとしては適当と判断しているところですが、1点確認することが必要と考えているところがあります。

具体的には、審査メモの9ページ一番下の〈確認事項〉という部分です。市町村が調査実施上の指導を行う場合、通常の場合の調査員に対しましては、調査員に直接指導を行うことができるわけですが、委託契約により調査員業務を行ってもらおうといったケースの管理人に対しては、管理会社等を通じて指示を伝えることとなります。こうした点におきまして、試験調査において、調査実施上の問題点等は生じなかったのかどうかということを確認する必要があると考えているところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保高国勢統計課課長補佐 統計局です。

ただいまの確認事項につきまして、お答えいたします。

資料3-3の9ページを御覧ください。

まず、最初に、平成27年国勢調査第2次試験調査におけるマンション管理会社等の委託契約による

調査、これの実施状況について少し御紹介したいと思います。

(1)の表の中ですが、実施した調査区ですけれども、ただいま御案内がありましたとおり、東京都中央区内のマンションのみで構成される2調査区地域、比較的規模の大きいマンションです。

こちらの地域を委託契約という形で実施しております。実施したマンションの状況ですが、分譲マンションではあるのですけれども、賃貸で貸している住居も幾つかあるという状況となっております。

ウのところ「調査の状況」ですが、丸の1つ目、管理人さんのほうで、マンション内の4か所（掲示板、エレベーターの中など）ですけれども、掲示用ポスターをかなり早めに掲示していただいていたということにして、管理人さんが調査のために世帯を訪問したときには、調査があるということを認識している世帯が多くて、比較的スムーズにできたと同っております。

ただ、丸の3つ目のところですが、実際には不在の世帯も多いということで、実際に会って調査票を渡したものは半分くらいで、残りの世帯につきましては留守でありまして、連絡メモを活用しながら配布したというところです。

それから、ウの一番最後の丸のところですが、世帯からの質問は少なかったけれども、住宅の床面積が分からないという世帯もあったとのことで、管理人室に確認に来た人がいたということです。

それから、高齢者の方で、少し記入の仕方が分からないという事例もあって、質問しながら一緒に記入をした方もいたということです。

住宅の床面積につきましては、管理人室に置いてある販売図等で把握できる点がありますので、そういったところで世帯の方に記入をお伝えしたということもありまして、この辺は管理人ならではのメリットではないかと思っております。

また、ここには記載がないのですけれども、マンションの管理人さんからすると、当たり前のことなので、余りメリットとして記載がないわけなのですが、一般の調査員が共同住宅地域を調査員として訪問する場合には、そもそも空き室が分からないという点がありまして、マンションの管理人さんが共同住宅の調査員をやった場合には、この空き室が分かるというのが、調査を実施する上では最大のメリットではないかと思っております。

それから、エのところ「調査を担当した管理人の感想」ですが、管理人さんが最初思ったよりは少し手間がかかったとのことです。なかなか会えないところもあって、配布・回収に手間がかかったようではあるのですが、特段困ったことはなかったと同っております。

それから、カのところですが「地方公共団体の意見」というところで、実際に調査業務を行った管理人から円滑に調査ができたという話もあって、管理人さんに調査をしてもらうのは、手立てとして有効ではないかとのことです。これまでも調査員として、管理会社等に調査に御協力は頂いていたわけなのですが、その中のオプションとして業務委託という手も用意することが有効ではないかと御報告を受けているところです。

次のページになりますが、(2)のところ確認事項にございました管理会社等の管理人等に対する調査実施上の指示伝達につきまして、問題がないかということについてですが、今回の2次試験調査につきましては、初めての取組ということもありまして、東京都、それから中央区の担当の方にも非常に丁寧に御対応いただいたところです。

そういった意味で、特段の問題は発生しておりません。

また、指示伝達ですが、実施者側から説明会への出席者をその管理人さんと特定することは契約上できないのですが、実際には、管理会社側からしても、別の方を派遣すると、その方がまた実際に調査に携わる方に御説明しなければいけないということもありまして、実務上は調査を担当される方が説明会に御出席いただいている状況ですので、3次試験調査においても、そういった面での問題があったというお話は、今のところ起きておりません。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは「ア 調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）」について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 今後、集合住宅は多くなっていくだろうと思いますし、国民のプライバシー意識も強くなっていくと思いますので、これは非常に有効な方法であろうと思います。ただ、2次試験調査の対象は中央区の2つの地区ということですので、これを日本中に拡大していくときに、いろいろと想定外の問題が起こることが考えられます。今回初めてこういう試験調査をおやりになったわけですが、今後、できればもう少し違った状況で試験調査を行う必要があるのではないかと思います。そして、その際もう少し大きな規模で調査を行い、ケースの数を増やしていく必要があるのではないかと思います。今回の試験調査の結果では、この試みは大変うまくいったわけですが、恐らくこれはスタンダードにはならないのではないかという気がしました。

ということで、今回の中央区の2調査区の結果がどれぐらい一般化できるのかということについて、お考えや情報をお持ちであればお伺いしたいと思います。もしないのであれば、今後もう少しいろいろな知見を積み上げる必要があると思います。

2つ目は委託額のことですが、外部委託先は一般の民間の会社であり、詳しいことはここでおっしゃりづらいかもしれないのですが、委託額は全国一律というわけにはいかないだろうと思います。

対象となる世帯数は当然変わってくるわけですが、委託額はどういうふうに決められるのか、簡単でよろしいですから、ここでご説明いただけますか。今回の試験調査は見切り発車でおやりになったということですが、恐らく委託される側にとっても、赤字になってしまったら今後このような業務を引き受けることは難しくなると思います。

一方、これは税金つまり公金を使ってやる調査である以上、それが利潤の元になってはずいという非常に難しい部分があると思うのです。

つまり、利潤を出しては困るが、やる側が赤字になっても困る。これをどのように調整されるのでしょうか。政府はこういうことを今まで実施していないですね。

民間は、当然利潤を追求しますから、いつもこういう計算をしていると思うのですが、向こうの言い値で委託費を支払うわけにはいかないでしょうし、これについて何か情報がおありになったらお教えいただきたいと思います。

○白波瀬部会長 お願いします。

○保高国勢統計課課長補佐 まず、事例が2次試験調査で中央区の2調査区だけという点なのですが、現在も3次試験調査を実施しておりまして、全国で政令市と県庁所在地で各10調査区ずつ実施しているのですが、可能な限り1調査区ないし2調査区については、この民間委託のスキームを使って、事例を増やしたいとお願いしているところです。

この結果につきましては、次々回、3次試験調査の報告の中でも、どういった民間委託の実施状況、どういう状況であったかという点について、御報告をさせていただきたいと思います。

それから、委託契約の金額のところですが、基本的には調査員への報酬に見合った金額内での契約をお願いしているところです。

それで、契約するに当たってですが、先ほどの資料の11ページのところに調査員業務の委託契約の締結までの流れというところで、その民間委託等について、どういった形でやるかということをお示ししていますので、こちらで御説明したいと思います。

まず、市町村の方で、これは本調査に向けた流れになるのですが、本調査であれば、まずは調査員をそれぞれの調査区にお願いをしていくという形でどなたかを任命するということになるわけ

なのですが、共同住宅等であれば、これまでもマンションの管理会社、管理人さん等に調査員になっていただけないかとお願いしていたわけです。

それで、調査員になっていただけるとなれば、これまでどおり、調査員に任命して、調査に携わっていただくという流れです。最初の何でこのスキームを用意したかというところにもかかってくるわけなのですが、調査員、管理人さんが調査員になること自体については同意いただけていても、報酬については管理会社の社員なので、私が直接受け取ることができないといった場合に、これまではもうそれ以降、先ほどもあったように、人事院規則等の関係で、難しい点があったわけなのですが、今回、その辺を制度的にできるスキームを用意して、オプションとして業務委託という形で契約させていただくことで合意できれば、報酬も管理会社等に支払えるというところですので、スムーズに流れるのではないかと考えております。

今回、2次試験調査と3次試験調査については、この流れではなくて、調査区が限られていますので、その調査区の中で、最初から委託契約をお願いできませんかと説明をしていますので、そうなってくると、会社側にとっては、何のことも分からないというようなところもありますので、実査面で委託契約をする中で、難しかったというお話も少し伺ってはいるところです。しかし、本調査については、まずは調査員になっていただくというところをお願いして、その中のオプションとして委託契約をするというスキームの中で運用することによって、この枠組みが非常に効果がある枠組みとしていってくるのではないかと考えているところです。

○白波瀬部会長 どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 確認ですが、直接管理人さんに依頼して調査員になっていただいた場合と、間に管理会社を入れて委託契約をした場合とを比べて、後者の場合にエクストラコストは全く発生しないのでしょうか。それとも、コストは同じで、要は支払う先が違うだけということなのでしょうか。

なぜかという、後者の場合には管理会社の手間が入るわけですね。

そうした場合、費用は同じで済むのでしょうか。費用が同じなら、恐らくあまり難しい契約ではないと思うので、大丈夫だとは思いますが、念のために確認です。

○保高国勢統計課課長補佐 全体的な業務の相違につきましては、12ページにその辺の相違点をまとめてありますが、基本的には調査員さんの場合には、市町村から調査員候補者を推薦いただいて、国の方で任命して、報酬を調査員にお支払いするという流れなのですが、管理会社等に委託契約した場合には、市町村の方で管理会社とまず委託契約を締結していただいて、それで報酬を管理会社の方に支払うという流れ、この点が一番大きな違いでして、それ以外のところは、枠組みとしては同じような調査の流れで実施をしていただくことになっております。

○津谷委員 コストとしては全く差がないということですね。それが私の質問です。

○岩佐国勢統計課長 従来、例えば、22年調査とか17年調査で、むしろ調査員報酬を管理会社という話している中で、調査員報酬と同額を払いたいだけでも、払えないというような地方公共団体の要望があってこの仕組みを作っておりますので、必ずしも委託しなければいけないということではなくて、これまでの調査員の依頼の中で、同額でもできるのに、払うスキームがなかったということで、今回、導入しておりますので、これは2次試験調査、3次試験調査の結果なども踏まえてということですが、調査の中では有効な手立てになってくるのではないかと我々としては考えております。

○津谷委員 その点については、疑問はありません。

私が確認したかったのは、管理会社が間に入ることによって、調査員への報酬だけでなく、管理料のようなものが発生しませんかということです。管理料を支払うことは恐らく法的には難しいのではないかと思いますので、その確認をしたかっただけです。

○岩佐国勢統計課長 その辺も話している中では、同額でもらうということも管理会社の方は受け入

れている中で、払うスキームがなかったとこれまで話が出てきておりますので、同額ということでも受けていただけるものだと考えています。

○津谷委員 はい。分かりました。

○黒澤委員 それに少し付け加えて、先ほどの9ページの「オ」のところに「残業代は会社が払うが、はじめは残業時間が多かったため、赤字になるのではないかと不安だった」ということで、ということは、つまり、調査員が直で受けていたら得られたであろう額よりは、もしかしたら調査員としては残業代としてしかもらえないということですよ。

つまり、調査員が受け取る額に差額が生じる可能性はあるけれども、国からしてこの業務に払う額は、先ほどの津谷委員の御質問にもあったように、変わっていないという理解でよろしいのですか。

○保高国勢統計課課長補佐 そうなります。

○白波瀬部会長 委託契約というときには基本的に一律ということですね。要するに、ルートだけが違ふと。ただその枠組みで各委員から少し質問が出たのは、損をしなければいけない人がもしかしたら出てくるかもしれないといったときに、どういう対応ができるのかというのが、多分、質問のような気がするのです。

○岩佐国勢統計課長 基本的にやはり調査員になっていただく。普通に調査員としての依頼をするというのが、調査としては基本だと思っておりますので、その中で管理会社とお話がその額で話がついた中で、そういうところは実施していける、むしろ市町村からもそういったことで実施していきたいという御要望の中で、今回、これを導入させていただきましたので、これで一回実施してみて、その後どう考えるかということもあるかとは思っています。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 方向性としては、これは適切というか、やむを得ないと思います。今後、このようなことはますます多くなっていくであろうと思います。

ですから、統計局のおっしゃっていることに対して、全く異論はないのですが、ただ、何が言いたかったかということ、調査の実施のための枠組みが変わることにより、新たな課題が起こる可能性が考えられるのではないかとことです。黒澤委員もおっしゃっていますが、私たち委員もある意味統計局の皆様方の側に立って議論をしているのですが、実査を担当する側からみると、今までは世帯及び世帯を構成する個人であるところの世帯員と統計局の間に市区町村が入るという構造で国勢調査はずっと実施されてきたわけですが、今回そこに新しく民間が加わるということになり、委託という一種の間接雇用が発生するわけです。どういう形で管理人さんが管理会社に属しているのかよくわかりませんが、恐らく管理会社にも委託を受ける場合のルールがあり、委託を受ける管理人さんの側もそれに従わなくてはならない場合に、もしそれが国勢調査のルールに適合しなければどうするのか、というある意味当然の問題がこれから出てくるのではないかとと思うのです。

ですから、ひょっとしたらそういうことがあるかもしれないという場合を考えて、あらかじめそれなりの話し合いと対応をなさった方がよいのではないかと思います。国勢調査は全数調査ですので、いろいろな新しい問題が一遍に出てきた場合を想定して、きちんとそれなりのルールもしくは方針を決めておく必要があるのではないのでしょうか。

きちんと方針を決めて、それを周知徹底して一貫した対応をとられ、できる限りスムーズに皆様の御協力を得られるような体制を整える。国勢調査はわが国で一番重要な調査のひとつであり、今後のこともありますので、ここであえてお伺いしました。ですから、異論を挟んでいるわけではありません。準備をなさっていただきたいという要望です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

山田専門委員、何かありますか。

○山田専門委員 私はもう既にお伺いしたかったことは聞いていただきましたので大丈夫です。

○白波瀬部会長 分かりました。

3次試験調査については、次に御報告いただきますので、一応、この時点では御意見いただいたということで、次の報告のときにも、若干追加的に御説明していただければよろしいかと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、審査メモの19ページにあります、「(2)報告を求めるために用いる方法の変更等」の「ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明させていただきます。

審査メモの19ページを御覧いただければと思います。

ウの「調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策」ということで、平成27年調査では、オンライン調査の全国展開に伴いまして、報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されることから、コールセンターにおいて、新たに調査員からの質問に対応するとともに、郵送提出封筒の受付事務等を民間事業者へ委託することなどにより、市町村の負担軽減を図ることが計画されているところです。

まず、このうちコールセンターにつきましては、平成22年調査でもコールセンターを設置しまして、主に調査対象世帯からの国勢調査に関する問合せの対応を行っていたところです。

平成27年調査におきましては、先ほど申し上げた理由から、コールセンターにおいて、新たに調査員からの質問にも対応することとしているなど、コールセンターの充実・強化を図ることを予定しているところです。

この結果、平成27年調査のコールセンターは、審査メモの19ページ中段の表に記載がありますが、3つの系統がありまして、まず1つ目が国勢調査の基本的な質問に対応する世帯用のコールセンター。それから、調査員事務の支援、オンライン回答及び郵送回答の状況に対応する調査員用のコールセンター。それから、システムに関する問合せに対応する、これは基本的には世帯用のコールセンターなのですが、そういったシステムに関する問合せ用のテクニカルサポートと言われるコールセンター、この3つの系統になる予定です。

こうしたコールセンターの充実は、調査の円滑な実施や地方公共団体の照会業務の負担軽減に寄与するものであり、私どもとしてはおおむね適当と判断しているものの、3点ほど確認する必要があると考えているところです。

具体的には、19ページ一番下の〈確認事項〉に、3点記載しているところですが、まず、1点目といたしまして、前回の平成22年調査のコールセンターへの照会実績等はどのようになっているのか。

2点目は、22年調査あるいはこれまでの試験調査におけるコールセンターの設置、運営に関して、うまくいった点、あるいは改善すべき点といったものはどのようなものがあるのか。

3点目としましては、これまでの22年調査や試験調査の結果を踏まえて、27年調査でコールセンターの設置・運営について、どのように取り組んでいくこととしているのかという3点です。

続きまして、審査メモの20ページを御覧いただければと思います。

もう一点「郵送提出封筒の受け付け事務等の民間事業者への委託」ということです。

こちらにつきましては、平成17年調査において、個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションの増加、調査対象世帯の不在・非協力といった問題が特に都市部において顕在化したこともありまして、統計局は、平成22年調査から調査票の回収方法の1つとして、郵送回収という方法を導入いたしまして、面接困難な世帯からの調査票の回収に一定の成果を上げることができたそうです。

しかし、平成22年調査では、市町村において、封筒の開封作業とか、郵送回収した調査票の世帯を特定する作業等々の関係作業が膨大になるということで、調査関係事務の負担が大きく増加したところでした。

このような状況から、平成 27 年調査では、市町村の事務負担の軽減を図るため、返信用封筒に世帯を特定するバーコードを印字しまして、返信先を国が一括で契約した民間事業者に集約するとともに、その民間事業者がバーコードの読み取り作業を行いまして、回収状況の管理を行ってもらいます。さらに、その民間事業者に対しては、郵送回収した調査票を市町村別、調査区別等に仕分けをしまして、該当する市町村に郵送する作業も行ってもらおうこととしているところです。

こうした郵送提出封筒の受付事務等の民間事業者への委託につきましては、第 2 次試験調査におきまして、その有効性が確認されていることです。

これについては、地方公共団体の負担軽減に寄与するものと認められ、おおむね適当と判断しているものの、やはり 20 ページから 21 ページにかけまして確認事項として 3 点記載しておりますけれども、これらについて確認する必要があると考えているところです。

これは先ほどと趣旨的には同じような形ですが、まず、1 点目は、2 次試験調査での民間事業者における郵送提出封筒の受付事務の実施状況の結果です。

それから、2 点目は 2 次試験調査における民間事業者による郵送提出封筒の受付事務等において、うまくいった点、あるいは改善すべき点として、どのようなものがあるか。

さらに 3 点目としては、こういったことを踏まえて、27 年調査で民間事業者への委託について、どのように取り組んでいくこととしているかということです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保高国勢統計課課長補佐 まず、コールセンターの充実・強化、前回の本調査時における照会実績等について御説明いたします。

資料 3-3 の 26 ページを御覧いただきたいと思います。

22 年調査におけるコールセンターの実施状況ですが、設置期間は、22 年 9 月 11 日から 10 月 31 日まで。大体、調査員の活動する期間にプラス前後 10 日ぐらい用意しているところです。

対応の時間ですけれども、朝の 8 時から夜の 9 時まで設置しております、括弧書きですが、9 月 20 日から 10 月 12 日、こちらが調査員が実際に稼働する期間になりますけれども、こちらの期間につきましては、夜の時間帯を 1 時間延長しまして、夜の 10 時まで実施したということです。

拠点数は全国の 10 拠点設置して実施しております。

最大座席数ですが、1,445 席、延べ席数に致しますと、319,000 席となっております。

総着信件数ですが、1,106,000 件となっております、応答件数につきましては 96 万件、平均応答率は 86.8% となっております。

この 86.8% の中なのですけれども、実際には、ワンコールで切れてしまう例等も含まれておりますので、ほぼ平均しますと、9 割以上は応答できたという状況です。

27 ページのところに評価をまとめておりますので、こちらの方を説明したいと思います。

まず、1 番のところですが、22 年国勢調査につきましては、おおむね世帯からの問合せに対して、先ほどの 86% 以上の対応ができたということでして、国、都道府県、市町村への電話照会の件数がコールセンターを用意しないときに比べれば、当然、大きく減っておりますので、事務負担の軽減につながったと考えております。

ただし、27 ページの上の表を見ていただきますと、折れ線グラフになりますが、時間帯によっては少し応答率が下がっているような時間帯もありまして、一時的に電話対応の率が下がっていることがありますので、今後、席数等の配分、そういったものを考える、検討する、見直す余地はあるのかなと思っております。

2 番のところになりますが、今回の 27 年国勢調査の 2 次試験調査におきましても、民間サポート業

務として、世帯用のコールセンターと調査員用のコールセンター、こちらの方を設置しまして検証を実施しております。

世帯用のコールセンターにつきましては、22年調査の実績もありますので、比較的対応を円滑に行うことができたところです。

一方で、調査員用のコールセンターにつきましては、今回初めて設置したところもありまして、世帯対応とはまた別な意味での専門的な知識、それから調査方法での問合せ、こういった中でもかなりレアケースな質問も出てきたところでして、そういったところで戸惑ったケースもあったということです。

今後、その辺については見直ししていく必要があると思っておりますが、調査員用のコールセンターにつきましても、こちらを設置したことによって、市町村の事務負担は軽減されたと報告されております。

本調査におきましては、調査員の方、経験の浅い調査員もかなり多く配置されることがありますので、そういった意味で、基本的な点をコールセンターで受けることになれば、市町村の事務負担への効果も大きいのではないかと期待しているところです。

3番目ですけれども、27年国勢調査におきましては、3次試験調査の結果も踏まえまして、コールセンターの対応状況を把握して、世帯用のコールセンター、それから調査員用のコールセンターの充実を図ることとしたいと思っております。

まず、世帯用のコールセンターにつきましては、前回調査の状況も踏まえまして、またオンライン調査の導入に伴いまして、FAQも充実をしていきたいと考えております。

また、先ほどもありました、一時的に対応率が下がる時間帯若しくは時期もありますので、そういった席数の配置についても検討していきたいと考えているところです。

それから「②調査員用のコールセンター」のところですが、こちらも調査員からの問合せにつきましては、基本的に調査方法等について対応することとしているところですが、調査員にオンライン調査で回答のあった世帯の状況を伝達する業務、今回、オンラインの先行方式で行いますので、調査員の方からは、途中段階での一定期間を過ぎれば、こちらの方から伝達するのですが、インターネット、それから郵送回収について、途中段階での状況を知りたい、若しくはその後の一旦伝達を受けた後、現在、回収がどうなっているかという点を教えてほしいという要望もありますので、そういった点も調査員用のコールセンターで受けられるように準備をしていきたいと考えているところです。

また「コールセンター業務に係る措置」と、28ページの※印のところですが、オペレーター数人に対しまして、業務責任者を設置したいと思っております、通常オペレーターで対応できないような場合につきましては、スーパーバイザーが対応する形で、県や市へのエスカレーションが少なくなるように配慮をしていきたいと思っております。

それから「③テクニカルサポート」ということで、今回の調査では、オンライン調査を全国展開することで、システムに係る専門的な問合せに対応するために、テクニカルサポートを設置することとしております。

体制につきましては、調査員、それから世帯からのコールセンターの稼働時間内には、専門的な者を配置するとともに、また、メールにつきましては24時間受付ができるような体制をとっているところです。

それから、基本的には、運用監視につきましては、24時間体制で実施することとしておりまして、システムトラブル等あった場合には、早急な対応を図っていくことを実施したいと思っております。

コールセンターは以上です。

続きまして、民間の事業者により郵送回収された調査票の仕分け整理事務についての状況を御説明

したいと思います。

28 ページの下の方になりますけれども、2 次試験調査で郵送提出封筒の受付事務等を民間事業者に委託したわけなのですが、郵送提出、2 次試験調査では 2,132 通ございました。民間サポートの作業につきましては、2 拠点で実施しております、そのいずれについてもバーコードの読み取り等、特段、作業に問題があったという報告はありません。比較的スムーズに実施できたところですよ。

また、民間サポート事業者に郵送により提出された調査票につきましては、その後、市区町村で審査をするという流れになりますので、調査実施市区及び調査区ごとに調査票を整理した上で、調査対象市区の方に、民間事業者から発送を行っております。こちらについても、仕分け、発送の中で特段の問題は起きていないというところですよ。

2 番のところになります、27 年調査におきましては、多くの郵送回答が想定されます。当然、試験調査に比べて、格段に規模が上がってしまいます。前回の 22 年調査では、約 2,300 万通が市区町村に郵送で回答されたところですよ。

それに当たりまして、民間サポートにおける設置箇所、どこに設置するかを選定、それから設置数、あと業務マニュアルの作成等につきまして、本調査に向けて実施体制の強化を図っていきたいと考えているところですよ。

現在、3 次試験調査を実施しておりますけれども、3 次試験調査でも本番を想定した検証を行っているところですよ。

民間サポート、それから、コールセンターの点については以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

「ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

山田専門委員、お願いします。

○山田専門委員 コールセンターに関してなのですが、世帯から電話をかける場所は、多分、2 種類あることになるのではないかと思います、この一般の質問を受付けるコールセンターとテクニカルサポートと 2 週類あるということかと思うのですが、世帯の人が電話をかけるときに、私の質問はどちらにかければ良いのかしらというのが少しわかりにくいということが起こりそうな気がして、かけたときに、あちらの電話にかけてください、こちらにかけ直してくださいと言われることは、少々調査に答えようと思っていた気分がそがれるような気がするのですが、そういったところは、何か円滑な移動ができるような工夫はされているのでしょうか。

○保高国勢統計課課長補佐 コールセンターにつきましては、世帯からの問合せ先は、一次的には 1 本で受け付けをしております。

それから、オンライン調査についても、基本的な内容につきましては、その一次的に受け付けた世帯用のコールセンターの中で全て完結するようにはしております。ただ、話の中でかなり専門的な機械的なシステム周りの話になったときには、全体で用意しているコールセンターの方で受け切れないというところもありますので、そういったときにテクニカルサポート、専門的、技術的な方に電話をおつなぎするという形で運用したいと思っております。

あと、国勢調査の場合には、オンライン調査の、確かにシステム的な話に回る分もあることはあるのですが、基本的には非常にオンライン調査システム自体がシンプルにできておりますので、比較的一般的な質問の範囲の中で対応もできている状況にはあります。

○山田専門委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 細かいことを言う前にひとこと言わせていただくと、わが国の社会も変わってきていま

すけれども、国勢調査の実施者側の対応も多様になり、進化していらっしゃると思います。

次に、少し細かいことを言わせて頂きたいと思います。

まず、2次試験調査の10拠点でおやりになったコールセンターのプレテストの結果についてですが、この87%という応答率をどう読むかです。これはすごく低くはないけれども、もう少し上がってほしい数値です。先ほども少し出ましたけれども、コールセンターに電話をかけていらっしゃる方は、それなりに回答する意欲がおありになり、きちんと回答したいと思っている方たちです。これは前にも言いましたけれども、回答してもらうことが大事なのではなくて、きちんと回答してもらうことが大事ですので、そういう意味でも、応答できなかった方々をなんとか拾いたい。なぜかという、その後のコストがいろいろな意味で大きく軽減されるからです。

ですから、費用対効果を考えたときに、これは大変重要なことだと思います。コールセンターに電話をかける側からみて、つながらないというのが一番困るというのですが、つながってもつながらない、つまり待っていてくれということも困るのではないのでしょうか。

コールセンターに電話をかけたときに、全部ふさがっているのもそのままお待ちくださいというアナウンスがあり、ずっと待っているのも非常に辛い。ですから、つながらなかった場合に、どのようにコールセンターは対応することになっているのかについてご説明ください。

もう一つは、ここにデータが示されているように、時間帯及び曜日によって応答率が異なっていますが、土日など電話が集中する時間帯への対応はどうなっているのでしょうか。システム全体の負荷テストはおやりになったと聞いておりますけれども、電話が集中する日時や時間帯に、どれぐらいまで応答率を上げることができるのでしょうか。当然、コールセンターですから、人間の配置や機械のキャパシティの問題もあるかと思いますが、できればもう少し応答率を上げることができればと思います。これについて、お考えをお聞きしたいと思います。

まだほかにもあるのですけれども、まずこれについてお伺いしてよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 お願いします。

○保高国勢統計課課長補佐 まずは先に応答率を上げる対応についてなのですが、27 ページの上の表を御覧になっていただきたいのですが、非常に小さい字で申し訳ないのですが、棒グラフの下に実はA期間、B期間という時間帯ごと、それから期間ごとの回答件数があります。

それで、C期間といているところが、実際に調査員の方が調査票を配布して回収に当たるような、一番メインの期間なので、ここの問合せ件数が一番高くなっております。

実は、このときには、先ほどの最大座席数で、1,445 席というものは、この時期をピークに設定しているわけなのですが、この席数で9割前後ぐらいの率はとれています。その前のD期間というのが、お知らせを配ったりとかの調査員が少し動き始めている段階となりますが、この時期にこちらが想定しているよりも、問合せが多く来てまして、問合せ件数自体はC期間より当然少ないのですけれども、このときの座席の配置数が少ないため、ここのところの応答率が低くなっており、全体の応答率を下げている要因にもなっております。今回、どうも見てみますと、問合せというのは、世帯にアクションを起こした後半よりも、最初の段階で、「これ何」という問合せがあることが多いようですので、前半に少し重点を置いた配置も必要かなと思っております。今回、先行方式になりますので、調査のやり方自体も少し見直すのですけれども、3次試験調査でその辺のピーク時といったものもとれると思っておりますので、そういったところを勘案しながら、席数配置をしっかりと考えていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○津谷委員 済みません。あともう一つ電話の方についてもお願いします。

○渡邊国勢統計課企画係長 そうですね。電話の方は私から若干御説明させていただきます。

コールセンターで、席数を超えて超過した場合、ガイダンスが流れるような形をとらせていただい

ております。

その場合は「現在混み合っておりますので、しばらくたってからおかけ直してください」という形のガイダンスを流させていただきます。

やはり分岐という方法もいろいろ考えていたのですが、例えば、調査の方法については1番とか、それ以外の質問については2番という方法も、コールセンターの経験をされております業者さんともいろいろ御相談させていただいたのですけれども、やはりこういう調査になりますと、できるだけというところは目指しております。

ただし、その限られた席数の中で、いきなり時間的にどかっと来てしまいますと、一遍に埋まってしまいますので、しばらくたってからおかけ直してくださいという御案内をさせていただいているところです。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 おっしゃるとおり、問合せをしてきた方にできる限り余計な負荷をかけないということは非常に大事です。私のような人口統計学者にとって国勢調査は何より大事ですから、その重要性は当然よくわかっているのですけれども、恐らく多くの一般の方にとっては、国勢調査の連絡が来た場合、何か変なものが来たぞというくらいの認識ではないかと思えます。この調査は本当に政府が実施しているのかと疑問に思う方も結構いらっしゃるのではないのでしょうか。最近、いろいろなことが起こっていますので、得体のしれない業者が何か調査の連絡をしているのではないか、これに答えたら、後でダイレクトメール来るのではないかと心配される方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その場合、本当かどうか確認してみようという方もあり、調査員さんが調査票の配布などのアクションを起こす前後にコールセンターへの問合せが集中するということもあるのではないかと思えます。

先ほどのご説明によると、応答できない場合、回線が混み合っておりますのでおかけ直してくださいというメッセージが流れるということで、それで良いかと思えますが、私の経験によると、今までに電話をかけた側から見て一番よかった対応は、電話がつかない場合にアナウンスが流れるときに、今、混み合っていますからそのままお待ちくださいというのと、非常に混み合っているからおかけ直してくださいというのを、状況に応じて分けることです。

「混み合っていますけれども、そのままお待ちください。すぐに担当者が対応いたします」と言われると、問い合わせをした側はもうすぐ対応してもらえるのだなと思って待ちます。一方、「もう一回おかけ直してください」と言われると、これは相当待たなければいけないのだなと思って電話を切ります。

つまり、回答した側は無駄に長い時間待ちたくないわけで、長い間待たされてもつながらないと憤慨されます。その結果、もうどうしても良いということにならないようにしなくてはなりません。反対に、もう少し待ってくださったら対応しますよと言われると、恐らくかなりの方が待ってくださるのではないのでしょうか。

そういう意味でのコールセンターの状況に応じた対応が必要です。つまり、かける側からみたコストに対して、できる限り多くのリターンがあることが大事なので、システムの開発が大変なことは分かっていますが、もしできればこのような状況に応じた選別ができると、よりうまくいくのではないかと思います。もしこのような選別ができないのであれば、長いこと待たされて結局だめというよりは、今は混み合っているからまたおかけ直しの方が恐らく良いと思います。

細かいことで済みません。

○渡邊国勢統計課企画係長 おっしゃるとおりでして、やはり、しばらくたってからおかけ直してくださいということ、しばらくお待ちくださいという場合ですと、待っておきながら切れてしまう。5分間。大体通常で言いますと5分間待ってぶちっと自動的に切れてしまうのです。

国勢調査の場合は、ナビダイヤルを採用しております、フリーダイヤルではないのです。

ですので、待たせてしまいますと、料金が自動的にかかってしまいますので、今、こういった方法をとらせていただいています。

ただ、フリーダイヤルですと、やはりずっと待たせてしまって、自動的に切られてしまう場合も、数が多くなりますと、そこで勝手に会社からぶちっと切ってしまうので、そうしますと、やはりクレームに転じてしまう場合があります。この辺はなかなか難しいところです。

先ほど、御説明の中に若干申し上げましたとおり、最初の段階で振り子のように1番、2番という選択をしていただける方法であれば、世帯の方が調査の事項について聞きたいのですと、その段階で振り子のように分けられるのであれば、分岐ができるような形のブースの設置の仕方もできるかと思うのですが、なかなかその部分で、多分、世帯の方はそこで多分途切れてしまう。そこが面倒くさいので、もう電話してこないという方が多いので、やはり入口は広く何でも対応できるような体制をとっていきたいというところです。やはりその席数も限られていますので、こういった状況も踏まえまして、できる限りうまく席数の配置をしていければと考えています。

○津谷委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 黒澤委員。

○黒澤委員 またこれも細かいことで、十分に御留意いただいているとは思いますが、やはり、先ほど津谷委員からもありましたが、本当に「御協力いただきありがとうございます」を前面にまず出して、これはそういう変なところからの依頼ではないのだよということが、電話をかけたときにすぐ分かるような、そういった最初のメッセージみたいなものについては、ぜひ十分に御留意いただけるようお願いします。

○白波瀬部会長 大変積極的な調査協力者ですので、一人も漏れることなくうまく対応をしていただければと思います。

今日、東京都と大阪府からも御出席いただいておりますので、何かこの件につきまして、御意見とか、御要望とか、何かありますでしょうか。

どちらからでもどうぞ。

○古川東京都総務局統計部人口統計課長 いろいろと私どもからも意見を言わせてもらい、それを反映する形で国でも御検討いただいて、可能な限り我々の意見を酌み取っていただいて、進めていただいていると思います。

コストとの問題ですから、応答率を上げるということ言えば、一番良いものは、それは台数を増やすとか、席数を増やすことなのですが、それが青天井というわけにもいかないというのももちろん我々は承知しております。

したがって、今回の3次試験調査での結果ですとかも踏まえて、席数の配置の部分により効率的な形で工夫していただくことを求めたいと思います。

それとともに、コールセンターにかけてくる調査客体の皆様が本当に真面目に取り組もうと思って質問してくるということと、それに対して答えるということとで言いますと、コールセンターの業務を請け負う方の業務マニュアルですとか、オペレーターの研修ですとかというものを、業者さんに対して、強く指導、教育していただきたいというのが、現在、要望したいところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、大阪府からどうぞ。

○佐藤大阪府総務部統計課長 特に質疑を聞いていて、非常に感動したのですが、そこまで家庭の方の気持ちを考えている委員の発言で、私もそういう意味ではよく考えなければいけないなと思ったのですが、そういう意味で、ただ、お答えの方で、回収の前段階（調査員がお知らせ等を配布するD期間）で、やはり準備（席数を増やすなどの措置）をすると、応答率が上がるのではないかなと

いう、今後の展開についてのお話だったので、それはぜひ行っていただきたいと思ひますし、確かに（自動応答の）アナウンスという点につきましては、微妙な問題です。確かに「お待ちください」と言われると、確かに私も待つなと思ひました。ただ、それも確かに限界（5分くらいで電話を切る）があるなというのもしやありますので、やはりそこは嘘にならない程度に（「混み合っていますけれども、そのままお待ちください。すぐに担当者が対応いたします。」との応答）しないと、（いけないと思ひますが、）やはりまた逆に不信感（担当者が対応できない場合が多ければ）を生むこともありますので、そこは申し分けございません。引き続き（どのようなアナウンスが良いのか）御検討願ひたいと思ひます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

このあたり、直接協力者の方とも接するところで、なかなか地味なところではありますけれども、少しでも回答率が上がり調査の質が高まるように、引き続き検証していただいて、現場の方と継続的にやりとりしていただけるようお願いいたします。

では、引き続き、第3次試験調査の結果等もありますけれども、何かありますか。

○津谷委員 郵送提出封筒の民間事業者への委託は終わったのですか。それとも、これからですか。

○保高国勢統計課課長補佐 終わっています。

○津谷委員 もう少し質問があります。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○津谷委員 まず、統計局の対応を褒めたいと思ひます。バーコードを印字されたことは大変良いことだと思ひました。

このようなテクノロジーを用いて、作業の効率化を図られたことはすばらしいことです。印字されたバーコードを読むだけで、いろいろなことが集約できます。バーコードを印字して、民間事業者がその読み取り作業をして、それを市区町村及び調査区に仕分けをして送り返すということは、すごく良いことだと思ひます。

ただ、ひとつお伺ひしたいのですが、これについては一応プレテストをなさっているわけですが、プレテストの客対数は2,200弱ですよ。しかし、前回の本調査では2,300万、今回はオンライン調査で回答する方が相当増えることを期待していますので、どれくらい郵送提出される方がいらっしゃるかわかりませんが、恐らく1,000万単位で発生するであろうと思ひます。

そうした場合に、どれくらいの数の民間事業者が入ってこられるのかわかりませんが、バーコードの読み取りと仕分けをした後の市区町村に送り返す作業が一時期に集中してくるわけですよ。

回答者数が2,000であれば問題がなくとも、それが1,000万単位になった場合に問題が起こらないとも限りません。こんなことを言うと不謹慎ですし、言ったことが現実にならないことを祈りますけれども、民間事業者がきちんと仕分けをして郵送しても、それがきちんと送り先に届かなかった場合に、どうするのでしょうか。

別にジャパンポストを信用しないわけではありませんが、少し心配です。

ただ、郵送する際、全ての調査票のコピーをとってから送るということは数から言って到底できないと思ひますので、郵送する桁が違って来た場合に、それが送り先に届かないということがないように、万全の準備をしないとは思ひます。今からこういうことを心配しても仕方がないかもしれませんが、最後の最後で届かなくなってしまうのは困ります。台風だってきますし、何が起こるかは予測が付きませんが、準備は念入りに行わなくてはなりません。今までは市区町村の調査員が調査票の回収をなさっていたので、何か問題が起きれば、その場ですぐに対応ができましたが、今回は遠隔地に調査票を送らなければいけないということもあるかと思ひます。郵送提出された調査票の市区町村への輸送について、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○白波瀬部会長 何かありますか。

○保高国勢統計課課長補佐 リスク回避という点でしかないのですけれども、全部集まってから、まとめて市町村に送るということではなくて、調査票については、市町村でその後の審査という事務がありますので、なるべく早く市町村に届いたほうが良いのです。

今回、3次試験調査では、大体1週間分ぐらいをまとめて市町村には発送しているところなのですが、本調査になれば、逆に規模が大きくなるということで、ピーク時であれば、1箱ぐらいのケースがほぼ毎日のように詰まっていますので、箱単位でどんどん発送していきたいと考えています。

そうすることによって、幾らかでもリスク分散というのですか、そういうことにはなるかなと思っています。

○津谷委員 済みません。これは業者は民間業者は複数選定なさるのですか。

○津谷委員 民間業者は複数選定なさるのですか。

それで、2次で言うと2,000通、今回で言うと、約1万弱ぐらいなのですが、本番では2,000万弱、本調査レベルまで拡大したときの人数配置、それから機器、それから場所ですね。スペース的な問題等を勘案して、1社でできるということまでは、今、確認はできているのですが、問題は、今、郵送の面というお話がありましたとおり、郵送をするに当たって、少しタイムラグが出てきてしまいますし、一方で、その辺を余り多く分散してしまうと、今度は作業員の効率化が図れないものから、一定程度、その作業員を集合させつつ、特に遠隔地については、果たして東京で良いのか、別な拠点を設けるところがあると良いのかということについては、現在も引き続き検討しているところでは。

○津谷委員 政府として、郵送する会社・組織は郵便局をお使いになるわけですか。

それとも、民間業者を使って送られるのでしょうか。

○渡邊国勢統計課企画係長 世帯からの提出は、郵便局から配達されます。

○津谷委員 郵便局ですね。

○渡邊国勢統計課企画係長 それをまとめて整理をした上で、市町村へは宅配で送るような形になるかと思えます。

○津谷委員 ということは、郵便局による郵送だけでなく、宅急便のような形で送ることもあるということですか。

○渡邊国勢統計課企画係長 宅急便又は郵便局のゆうパックの可能性もあります。

○津谷委員 その場合に、国勢調査の調査票はほかの一般のパッケージとは区別してもらえるのでしょうか。それとも、一般の荷物と同じような扱いで送るのですか。特別扱いしてもらえるのかどうかをお伺いしたいと思います。国勢調査の調査票には金銭的な価値は余りないかと思いますが、それが届かないと本当に困ったことになるなと思いましたのでお聞きしました。提出された調査票を分けて郵送することは、リスクをヘッジするという意味だけではなく、業務を迅速に行い早期に集計をするということにも資すると思えますので、調査票の数がある程度まとまったら、流れ作業的に市町村に送ることは必要だと思うのですが、その際、きちんと漏れのない対応ができるのか。きちんと届けてもらうということが重要で、他の一般の荷物と紛れない方が、できることなら良いのではないかなと思いました。

○保高国勢統計課課長補佐 完全に分けるかどうかは、検討したいと考えています。

○津谷委員 分けて送れというのではなくて、きちんと区別をしてもらうことが大切です。

○保高国勢統計課課長補佐 区別しているかということですね。

本調査になりますと、規模的なスケール感が大きくなるということもあって、同じように宅配に30箱を持って行くようなやり方では少なくともなくて、取りに来ていただくとか、そういうような形の運用にはなろうかと思っています。

○白波瀬部会長 できるだけ、リスク回避について、少し幾つか対応を。

○津谷委員 できるだけ特別な対応をとられるようお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしく御対応の方をお願いいたします。

少し時間が押しておりますので、先に進めたいと思いますけれども、この点につきまして、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

リスク対応はもうゼロになるということは確率の問題ですから、ありませんけれども、できるだけゼロに近づけるように、引き続き努力をしていただくということで、よろしくお願いいたします。

では、次に進めさせていただきたいと思います。

審査メモの3ページ「(1) 報告を求める事項追加・削除」の「『キ 現在の住居における居住期間』及び『ク 5年前の住居の所在地』の追加」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、説明させていただきます。

審査メモの3ページを御覧いただければと思います。

「(1) 報告を求める事項の追加・削除」のアということで「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加ということです。

平成27年調査では、東日本大震災への影響を居住期間や移動状況の観点から把握するということが、従来、大規模調査のみで把握していた両調査事項につきまして、簡易調査においても追加することが計画されているところです。両事項については、これらの組み合わせによりまして、各地域に住んでいる人たちの定住の度合い、あるいは人口の地域間移動に関する資料を得るための項目でありまして、平成12年調査から大規模調査、大規模調査とは西暦の末尾がゼロの年に行われているものですが、その大規模調査時のみ調査を実施してきたところです。

したがいまして、両調査事項は、簡易調査である平成27年調査では、本来、調査事項にならないものですが、平成27年調査と前回の平成22年調査の調査時点の間には、御存じのとおり、東日本大震災により、東北地方を中心に、今までにない人口移動が起こっていることがあります。このため、平成27年調査におきましては、この両調査事項を調査事項として調査することによりまして、東日本大震災という特殊要因を含んだ我が国の人口移動の状況を、移動者の属性などのデータとともに地域別に把握することとしており、こうした状況は大規模災害の発生の影響の推計、その後の復興計画の策定、そういったことに関するデータとして極めて有用なものになると考えられるところです。

また、5年前の住居の所在地の追加に伴いまして、これを活用した人口の転出状況に関する結果の集計である人口移動集計につきましても、本来、大規模調査時のみ集計するものでしたけれども、平成27年調査では集計を行うとともに、この人口移動集計において、都道府県別に作成しておりました5年前の常住市区町村、現在市区町村別等に関する集計表を前市区町村のクロス表に変更するほか、居住期間1年以上5年未満の当該クロス表を作成すること等によりまして、東日本大震災が人口移動に与えた影響を把握することとしているところです。

それから、審査メモ4ページを御覧いただければと思います。こうした調査事項の追加・集計表の充実は、東日本大震災が人口移動に与えた影響の詳細な把握・分析に非常に有用であることから、私どもとしてもおおむね適当と判断しているものの、1点確認する必要があると考えているところです。それが4ページの確認事項に記載しているところですが、まず、調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有効性といったものの検討はどのように行われてきて、その結果はどのようになっているか。また、震災による人口移動と、震災以外の理由による人口移動との区別の方法。あるいは複数回の転居を行っている世帯の転居状況の把握方法といった点について確認する必要があると考えているところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から資料3-3、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保高国勢統計課課長補佐 御説明いたします。

資料3-3の1ページを御覧ください。

まずは調査事項、それから調査結果の集計方法や、内容の有効性についての検討についてですが、1番の(1)ですけれども、今回、東日本大震災の影響によりまして、その地域に住んでいた人が避難等で移動しているということで、これまでの人口の移動状況から大きく変化していると思われれます。その状況を把握することによって、被害状況の把握、それから影響の推計、その後の復興計画の策定などへの利用を期待しているところです。

(3)のところになりますけれども、これまで検討に当たりましては、有識者それから関係者と検討を進めるために、27年国勢調査の有識者会議を開催いたしまして、そのもとで検討を行ってきたところです。

2のところになりますが、これに当たっての集計関係ですけれども、(1)のところ、東日本大震災は、前回、平成22年の調査、22年の10月1日に前回調査が行われておりますので、前回調査の5か月後に発生しているところです。

今回、27年調査の人口移動集計につきましては、震災だけの影響を直接把握することはできないのですけれども、現在の住居における居住期間が「1年未満」であったりとか「1～5年未満」のものに限定して集計することによって、5年前の居住地、それから現在の居住地、こういったものをクロスして集計するということによって、震災により移動したもの、それから3か月以上、別地域に避難していた後、震災前に住んでいた自宅に戻ってきた人、こういった人の数を把握できるのではないかと考えているところです。

また、現在の住居における居住期間の選択肢、こちらを22年調査と同じにしてありますので、前回の22年調査結果でも、今回、特別に追加した表と同じ表を遡及して計算するようなこともできるようになります。

それによって、例えば、長年同じところに住んでいた者が震災の影響によって移動せざるを得なかった状況、つまり居住期間が長いものが減少しているとか、居住期間が短いものが増加しているといったような居住期間の時系列変化を把握することができるのではないかと考えております。

それから、さらにこれまで大規模調査年に実施してきました調査事項を踏襲することによりまして、これまでの結果と比較することができるようになります。

これによって、集計結果の変化として、震災の影響を捉えることができるのではないかと考えております。

さらに、被災地域のみならず、今回の結果で、全国における世帯の移動状況も提供できると考えているところです。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では「『キ 現在の住居における居住期間』及び『ク 5年前の住居の所在地』の追加」について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 これは確認ですが、別紙に示されているクロス集計ですけれども、前回の平成22年の調査、これは大規模調査だったわけですが、そのときには都道府県別に市区町村単位でクロス集計をなさっていますよね。上の第7表です。前回の調査では都道府県別に集計されていたのを、今回は都道府県の枠を取り払って、全ての市区町村単位で、これは1,900ぐらいあったと思うのですけれども、それでおやりになるとこういうことですよ。

なぜこのような集計をされるかということ、東日本大震災により県をまたいで随分多くの方が東北から移動をなさっているからということですよ。

○保高国勢統計課課長補佐 ありがとうございます。

3 ページの別紙を御覧いただきたいのですが、前回の調査では移動状況の結果表は、上段の表になりますけれども、表側に5年前の常住市町村、表頭が現在の市町村になるわけですが、どこからどこに移動したかというところなのですが、常住地ベース、つまり、移動先ベースの都道府県ごとに集計を実施しておりました。

これによりますと、今回、御指摘いただいたとおり、被災によって、都道府県を超えて移動している者もかなりいらっしゃると思うわけなのですが、それを把握するためには、都道府県別の表を集めて、合算していくことが必要になるわけなのですが、今回、その辺を変更いたしまして、下段のように表といたしましては、全国一括で表側にも全国の市町村を並べて、表頭にも全国の市町村を並べるということで、そこのところを合算せずに把握できるように変更しております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

全数調査は大変貴重なデータになると思います。

では、この件につきましては、特に御意見がないということで、御了承いただいたものといたします。

では、審査メモの3ページの「(1) 報告を求める事項の追加・削除」の「イ 『テ 住宅の床面積』等の削除」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモの5ページです。

イということで「テ 住宅の床面積」等の削除ですが、平成27年調査では、今、御審議いただいたとおり、居住期間等を追加することもありまして、記入者負担の軽減を図るため、従前、大規模調査及び簡易調査の双方で把握していた住宅の床面積という調査事項につきまして、これを大規模調査のみで把握する調査事項ということにいたしまして、簡易調査である平成27年調査の調査事項からは削除することが計画されているところです。

国勢調査は、諸外国では「人口・住宅センサス」と言われているとおり、住宅の実態を把握することも目的の1つとなっております。昭和25年調査からこの関係として、居室の畳の数、さらに、平成2年調査からは、住宅の床面積の合計、平米という形ですが、そういったことで把握をしてきたところです。

しかし、報告者が住宅の床面積の合計の下1桁まで正確に回答することは、実は必ずしも容易ではない。この調査事項を回答しづらいと感じる世帯も多いこともありまして、前回、平成22年調査では、実数を記入する方式から、おおむね10㎡区分の選択肢方式という形に回答方式を変更したところです。

しかしながら、こうした形での変更にもかかわらず、22年調査では、各調査事項の中で最も記入状況が悪くて、依然として世帯の回答のしづらさの解消には至っていないという状況であります。

さらに、この調査事項については、平成22年調査において、選択肢の単位を「平方メートル」としていたのですが、回答に当たって「坪」と勘違いをした回答も多くみられたということです。

また、この設問の設定の方法ですが、平成22年調査の調査票では、この事項も含めまして、世帯に関する事項の調査票上の配置が、6ページの真ん中より少し上の方の図の記載のとおり、世帯員に関する事項の質問の流れに途中で割って入るような不自然な流れになっている状況もあったところです。

こうしたことを踏まえまして、統計局では、本調査事項の記入状況の改善及び設問の不自然さの解消といったことで、2次試験調査におきまして、設問を6ページの下段の図のような配置といたしまして、世帯員に関する事項の回答に係る流れを止めないような工夫を行う。本調査事項については、

最後の方に持ってくる。さらに、平成17年調査まで用いていた下1桁まで記載する方式を試してみるという形で、それらの効果の検証を行ったところです。

ただ、その結果と致しまして、本調査事項については、やはり記入不備のある割合が17.4%と依然として最も多いということで、配置の工夫を行っても記入状況の改善を図ることは難しいということが確認されたとのことでした。

このような状況の一方で、27年調査では、先ほど御審議いただいたとおり、その東日本大震災の影響の把握ということで、現在の住居における居住期間等を新たに調査事項として追加することとしているため、記入者負担の軽減を図ることも求められているということです。

以上のような状況を総合的に勘案いたしまして、統計局といたしましては、住宅の床面積については、大規模調査のみで把握する調査事項とし、簡易調査である平成27年調査の調査事項からは削除するということとしております。

これにつきましては、報告者負担の軽減という観点からは、おおむね適当と判断しているところですが、1点確認することが必要と考えているところです。

具体的には、審査メモの7ページ中段の確認事項というところに記載しておりますけれども、この住宅の床面積について、大規模調査のみで把握する調査事項に変更いたしますと、10年周期での把握ということになるわけですが、こういったことは統計利用者の結果利用の観点から支障が生じないのかということです。

それから、もう一点、実は「在学、卒業等教育の状況」と「従業地又は通学地までの利用交通手段」という調査事項については、27年調査では削除することとしております。

これらの調査事項は、従前から大規模調査時の調査事項として設定しているものでありまして、今回の平成27年調査は簡易調査であるため、削除をするということです。

こちらの点については、そういった理由であるため適当と考えているところです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保高国勢統計課課長補佐 住宅の床面積の削除について、御回答いたします。

資料3-3の7ページを御覧ください。

住宅の床面積の削除についてなのですが、まず、1つ目と致しましては、平成2年の調査から住宅の床面積を国勢調査の調査事項として調査してきたところですが、この表にもありますけれども、近年、各府省それから地方公共団体において、この項目に関する利用ニーズが低下してきているという点があります。

それから、表の下のところになります。これまで住宅の床面積の最大のユーザーであった住宅・土地統計調査の標本設計段階に、調査区の抽出の層化という形で、平成10年までこの項目を使用していたわけなのですが、標本設計を平成15年に大きく見直しまして、現在、住宅・土地統計調査の標本設計において、国勢調査で把握した住宅の床面積の結果を利用していないということがあります。

また、標本調査の大規模調査として実施しております。今の住宅・土地統計調査ですが、こちらの方で住宅の床面積についても把握をしております。こちらの方では更にほかの住宅に関する事項も調査して、国勢調査より細かい形で、床面積に関する分析ができる形になっております。

そういった意味でも、ほかの標本調査の結果から引用することができるのではないかと考えているところです。

また、とは言いながら、少なからず利用者のニーズもありますので、今回の簡易調査年におきましては、一旦取りやめることといたしますが、次回の大規模調査におきましては、比較検討段階におい

て、再度、利用者のニーズ等を踏まえまして、調査事項として捉えるかどうかの可否も検討していきたいと考えているところです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では「イ 『テ 住宅の床面積』等の削除」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

これ1点確認なのですが、一応、大規模調査で再度確認をするということですが、過渡的な対応と理解してもよろしいのですか。もちろん、今は平成27年度調査の審議を進めているので、これについては、方針は決まっているのですけれども、大規模調査でこれを入れるか、そのあたりはどうなっていますか。

○岩佐国勢統計課長 もちろん32年のところでは、もう一度32年調査としてきちんと考えていくことだと思いますし、そのときには、22年のときにどうだったのかという、前回の大規模調査の時からの変更ということも含めて考えていくことだと思いますので、そういう中でももちろん御議論していきたいと思っております。

○白波瀬部会長 分かりました。

ありがとうございます。

何か御意見ございますか。

どうぞ。

○津谷委員 これは質問項目を落とすことではなく、むしろ質問項目を毎回調査に入れて頂きたいというお願いです。今回の調査で住宅の床面積の質問を削除することについては、やむを得ないであろうと思います。それについて特に異論はありませんが、「在学、卒業等教育の状況」について、毎回調査していただけないでしょうか。これについては外国の研究者からもよく言われるのですけれども、わが国の国勢調査でこれについて尋ねるのは、10年に一度の大規模調査のときだけで、今回のような簡易調査では落ちてしまうということで、今までずっときております。経済学者の方もそうなのですが、人口学者からできれば5年に一度尋ねてもらいたいという意見をいろいろなところでよく聞きますので、ここで一言、議事録に残しておいていただきたくお願い申し上げます。

教育は大切なヒューマンリソースの指標であり、日本の国勢調査はこれについて詳しく調査しています。ただ、これについて尋ねるのは10年に一度ということで、先例がそうになっているからで片づけられてしまうのですが、これは本当に残念です。教育は国連が示す人口センサスの基本調査事項としても大きく取り上げられているということもありますので、今後前向きにお考えいただければと思います。次回の調査は大規模調査ですから、この質問は当然含まれると思いますけれども、簡易調査のときにも、教育について尋ねて頂けると、使う側から見て大変ありがたいと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 この件については、私も少し立ち位置が分からなかったのですけれども、個人的には重要な基本属性だと思います。ただ、このたびは簡易調査ということで、現段階でひっくり返すとか、そういうつもりはありません。ただ、津谷委員もおっしゃっていただいて大変ありがたいのですが、それは私も一研究者として、確かにこれは国際的なところで国勢調査を比較をすると、教育についての情報が含まれていないことが目立ってしまうのです。簡易調査ですし、次の課題になるかもしれないのですけれども、本当に基本的な個人属性になりますので、検討をしていただけると大変ありがたいと思います。

○黒澤委員 議事録に残していただけるということで、私もこの流れでこれはもう発言してはいけないうのかなと思って言いませんでしたが、全数調査という貴重な機会に、これをとらないのは、本当にもったいないことだと思います。ぜひ、今後ご検討いただきたく、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ということで、よろしく申し上げます。

今後の課題として、できれば残させていただきたいと思います。

それでは、以上の点について住宅の床面積等の削除については、御了解いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。

では、審査メモの22ページ「(2)報告を求めるために用いる方法の変更等」の「(3)集計事項及び調査結果公表の期日の変更」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは「(3)集計事項及び調査結果の公表の期日の変更」ということで、調査対象者の職業及び勤務先の産業に関する集計表につきましては、本来、一体的に作成・公表することが望まれるところです。従前は、職業等について、目視による符合格付といった業務が非常に膨大なこともありまして、結果利用上、優先する必要がある就業者の産業構造に関する集計を産業等基本集計として、まず作成・公表を行い、その後、就業者の職業構成に関する職業等基本集計を作成・公表していたところです。

しかしながら、平成27年調査では、オンライン調査の全国展開等に伴いまして、産業・職業の機械的な符合格付の導入、あるいは産業・職業の同時格付け等による事務処理の見直しによりまして、集計作業が効率化されることから、これまでの産業等基本集計及び職業等基本集計について、これらを就業状態等基本集計等に再編いたしまして、産業及び職業に関する集計表を一体として同時に作成・公表することが計画されているところです。

また、こうした集計作業の効率化によりまして、調査実施から調査結果の公表までの期間については、前回調査では3年1か月かかっていたわけですが、これを2年3か月に短縮することも計画されているところです。

また、集計事項につきましては、今まで御審議いただいた調査事項の追加・削除に伴う所要の変更も行う予定です。

このうち、まず、集計体系の再編等につきましては、就業者の職業と勤務先は密接な関連があることから、両者を一体的に集計することは集計表の有用性の向上に寄与するものです。また、公表の期日の早期化は、研究者等の利用ニーズにも応えるものであり、いずれもおおむね適当と判断しているところですが、ただ2点ほど確認することが必要と考えております。

具体的には、審査メモの22ページの下(確認事項)に記載しております。まず、1点目としてさらなる公表の早期化の余地です。

それから、2点目としては、従前、産業構造基本集計として公表されていたもの、53表あるのですが、このうち18表は新たに世帯構造等基本集計として集計公表されるわけですが、前回公表時期と比較しますと、5か月遅れでの公表になる予定です。

こういったことで、結果利用という観点から、支障が生じないのか。さらに、18表の公表時期も、前回と同様の時期にできないのかということですが、

それから、審査メモ23ページに行ってくださいまして「調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等」につきましては、先ほど御審議いただいたとおり、その大規模調査の調査事項である「在学、卒業等教育状況」や「従業地又は通学地までの利用交通手段」の削除、さらに「住宅の床面積」の削除、これらに伴いまして、関係する集計表を削除することが計画されている一方、統計利用者の利便性向上等の観点で、15の集計表について追加することとしております。

この集計表につきましては、後ほど調査実施者から御説明があろうかと思いますが、これらの15表の集計表のうち、14表につきましては、一般的な統計利用者が検索しやすいように、集計表の利便性、この地域間比較とか、そういった際の利便性を考慮いたしまして、表側を地域としたシンプルな構造の結果表の追加を予定しているものでありまして、おおむね適当と判断しているものの1点確認する必要があると考えております。

それが23ページ一番下の〈確認事項〉に記載しているとおりでありますけれども、追加予定の集計表に係る個別の追加理由、把握できる情報、想定される利用者ニーズといった点です。

また、残りの1票については、東日本大震災の影響把握を目的としたいいわゆる調査事項の追加。これらに伴って、関連の集計表を追加するということです。

こちらについては適当と考えているところです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

○保高国勢統計課課長補佐 お答えいたします。

資料3-3の30ページを御覧ください。

まずは「さらなる公表の早期化を図ることができないのか」という点についてですが、今回の早期化ですけれども、オンライン調査の全国展開を初め、産業・職業分類の同時格付、それから統計センターにおける集計業務の効率化など、現在、考えられるできることを全てやった上で、前回と比べ全体として10か月の早期化を図ったところです。

現時点で、更にこれ以外に超えるような効率化が想定できないものですから、更なる早期化については難しいと考えております。

2点目ですけれども、従前の産業等基本集計として公表されていたうちの18表につきましては、世帯構造等基本集計として集計・公表されるわけなのですが、この18表につきましては、従前よりも5か月遅れで公表されてしまうことになるわけなのですが、この影響につきましては、今回、産業分類、職業分類の同時格付けに伴いまして、業務の効率化を実現させることによって、産業それから職業の集計が同時期に可能になっております。

従来の産業等基本集計と職業等基本集計で作成していた全ての結果表の公表を早期化することにつきましては、最終的には結果表ができたときに、その集計表を審査する事務があるわけなのですが、そういった点を踏まえすと、全ての表の早期化はなかなか難しいと考えております。

今回、世帯構造等基本集計につきましては、そういった点も含めて、新たに再編をさせていただいたところです。

一方で、産業等基本集計で公表しておりました世帯に係る結果表のうち、これまでもニーズが高くて、また照会も多かったいわゆる共働き世帯、専業主婦世帯、それから子育て世帯、母子、父子世帯等の基本数につきましては、先に公表する「就業状態等基本集計」の方で公表をしたいと考えておりまして、ニーズ等も踏まえながら、体系を見直すことによって、大きな支障が生じないように考えているところです。また、今回の「世帯構造等基本集計」につきましては、前回の「職業等基本集計」に比べれば、2か月の公表の早期化を図っているところです。

それから、31ページの2番のところになりますけれども「追加予定の集計表に係る個別の追加理由、把握できる情報、想定される利用者ニーズ」というところですが、今回、15表の表を新規に追加することにしておりますけれども、新規で追加する表につきましては、33ページに一覧としてまとめてあります。

この33ページの15表ですが、まず、一番上の「人口速報集計」については、1表追加するとしておりまして、前回の表で人口速報集計の際に、男女別人口を出していなかったわけなのですが、これについては、非常にニーズが高い情報ですので、今回、要計表にも男女別の人数を追加しておりますので、この表について、追加というか、復活した形で今回増やしております。

それから、2つ目の「抽出速報集計」につきましては、18表と19表と2表入っておりますけれども、これまで1つの表になっていたわけなのですが、中に表章する単位が就業者数を表章している部分と、全数、男女別の人口全数について表章している部分がございます、表として非常に見づらか

ったと、誤解を与える部分もあったところですので、今回、就業者数に係る部分と、総数の人口に係る部分を分けて結果表を作ったところでは、

それから「就業状態等基本集計」については、5表の追加となっております、上の4表、1-3、3-2、6-3、9-3、この4表につきましては、表側に地域区分を配置する形で、地域分析が効果的に行えるように、そういった表を準備したところでは、

25表、26表につきましては、先ほどの18、19表と同じような理由なのですけれども、非常に多くの集計区分を1つの表にまとめていたということで、複雑な表になっておりましたので、2表に分割をしております。

「世帯構造等基本集計」の4表につきましては、第7表です。こちらはこれまで世帯主の職業別の結果表がありませんでしたので、世帯主の産業別の結果表に対比する形で職業別の結果を追加したところでは、

15表につきましては、母子世帯における母の職業別の結果表はあったのですが、逆に産業別の結果表がありませんでしたので、その部分を追加したところでは、

それから、21、22表につきましては、父子世帯に対応する産業別、職業別の結果表がありませんでしたので、母子世帯に対比する形で、こういった結果表を追加しております。

下の「従業地・通学地による人口及び就業状態等集計」、それと「従業地・通学地による抽出詳細集計」の3表分ですけれども、こちらにつきましては、従業地別の結果について分析できる結果表を新たに追加したものです。

それから、最後「移動人口の男女・年齢等集計」、これにつきましては、東日本大震災後の人口移動の状況を把握するために追加しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○西国勢統計課課長補佐 1点、想定される利用者ニーズについて、補足をさせていただきます。

今の33ページの表の中に、常住地又は従業地・通学地による集計を2表ほど加えているのですけれども、こちらにつきましては、市町村別の流入人口を、今まではユーザーさんに計算させていた部分なのですけれども、こちらをあらかじめ表の中で盛り込むことで、昼夜の人の動きを把握でき、自治体におかれましては、防災計画の策定等に利用しやすくなるのではないかと期待しております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、今の「(3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更」について、御意見や御質問のある方はお願いいたします。

どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 これはコメントです。

今回の調査では10か月公表時期が早まるということですが、10か月ということ、これは約1年近く早くなるということで、相当大きな前進であると思います。

もちろん、部分的には公表が少し遅れるものもありますけれども、このように10か月早くなったことは評価したいと思います。

そしてもう一つは職業分類についてです。職業の分類は、以前はマニュアルに行われていましたが、これはすごく大変な作業です。先程の統計局の説明で、職業分類のためのアルゴリズムを作られて、記号その他を付与して分類ができるようになったというお話があったのですけれども、これは非常に大きな改善だと思います。職業分類には相当な作業時間と経験が必要ですが、それが軽減されるということで、これについても高く評価したいと思います。当然、職業は変わっていき、新しい職業が出てまいりますし、なくなっていく職業もありますので、アルゴリズムの常時改善、改修は必要かと思

いますけれども、職業分類が効率的にできるようになったことは、大きな進歩であったと思います。

○白波瀬部会長 何かありますか。

よろしいですか。

公表時期についてなのですが、私も10か月ということは、少々びっくりしたというか、正直申し上げますと、もう少し慎重でもよかったかなという気がしています。

努力されことに、何か足を引っ張るようで大変恐縮なのですが、ただ、やはりオンライン調査を含め複数の方法を同時に採用していることに、何よりも心配しているのです。もちろん、集計した後の職業コーディングを、特に同時格付するようになりかなり日進月歩で改善されています。また、オンライン導入も効率よく早期に結果開示ということで進められていますし、これは結果の公表時期の早期化と連動はしていると思いますけれども、ただ、やはりこのところで、早くするという事なのですが、絶対的な人的な限界もございますので、そのところをエラーのために修正するとなると大変ですし、かといって現場の方に過度の負担をかけるのではないかと、私自身としても少し危惧するところです。そのあたり、公表の早期化は目指すべきところですし、そのご努力は私もすごいなと感じているのですが、少しその足元のところでよろしく御検討をいただきたいと思います。

○岩佐国勢統計課長 今回、統計局、県も含めまして、やはり、今回、オンライン全国展開ですので、そういったことを国民の方々に実施していただく、その果実として、やはり集計の早期化を活用して、早く格付などを行っていくことが必要であるということで、統計センターなどとよく相談しながら、早期化の準備を進めてまいりました。統計センターも、私もどれぐらい早期化できるのかということで、統計センターともよくお話をしたのですが、相当頑張ってお話をいただいて、今回、10か月という早期化になっております。

ただ、やはり、人口の確定は、非常に重要なポイントでして、その先の統計にもつながってまいります。また、高齢者も増えており、そのチェックなどもありますので、そういったところは、1年間で従来と同じ期間でより濃密にきちんとやらせていただいて、その後の格付等をより合理化して、先ほど少し組換えなどもありましたけれども、そういった作業工程などの効率化等々によりまして、こういった形に今回なっております。これもオンラインと同様にビッグチャレンジだと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひいたします。

ほかによろしいでしょうか。

では、この件についても特に御意見がないということで、御了承いただいたものとさせていただきます。

時間もほぼ参りました。本日の審議はここまでとさせていただきますが、このほか、何か特に御発言の御希望がある方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

どうぞ。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 内閣府です。

本日、報告を求める事項の審議がありましたので、関連して発言させていただければと思います。

内閣府では国民経済計算、いわゆるSNA等の作成をしておりますけれども、このSNAの労働時間の推計に当たっては、国勢調査等の産業別1人当たり労働時間数を用いて、SNAに沿った経済活動別に組みかえるという作業をしております。

平成12年、17年の国勢調査では、就業時間について調査されていたところなのですが、前回、22年国勢調査において、この就業時間が削除され調査されなかったと認識しておりますので、SNAの推計精度向上の観点から、全数調査である国勢調査で就業時間の調査事項の復活を要望させていただいたところでしたけれども、残念ながら簡易調査となる次回の調査では採用いただけなかったというところではあります。大規模調査となる次々回、32年国勢調査におきましては、ぜひとも就業時間の調査

項目を復活させていただきたいと考えておりますので、実施事務局の総務省国勢統計課におかれましては、今後とも、引き続き御相談させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 統計局、お願いいたします。

○岩佐国勢統計課長 本日の部会の中でもお話が出ておりましたが、平成 27 年の国勢調査、これは簡易調査年でありますので、性格上、前回の平成 22 年の大規模調査年の調査事項の中からその一部を実施するのが基本になっております。そういった方針のもと、統計委員会ですとか、有識者の方々の意見を踏まえながら、試験調査を実施させていただいて、27 年調査の調査事項については、検討させていただいて、本日、御報告させていただいたということです。

平成 32 年国勢調査については、もちろん大規模調査年ですので、統計の継続性とか、国民負担にももちろん配慮するということですが、社会環境の変化などもありますので、調査事項の検討を進めていく必要があると考えています。

平成 27 年調査、初めてオンラインが全国展開となるということで、調査手法としては、かなり大きな見直しにもなりますので、そこでの回答状況とか、そういった結果も踏まえて、32 年調査についても検討を進めていきたいと考えておりますので、また、内閣府の方の検討状況も教えていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

今回は、平成 27 年度、簡易調査年ということですので、本件については、そういうことで御了承いただくと。あと、オンライン調査を全国展開することについては、かなりチャレンジングですし、平成 22 年度で 1 つの結論に至ったこともございますので、また改めて御検討をいただくということをお願いしたいと思います。

では、本日、時間どおりでした。

ありがとうございます。

基本的に、何度か確認等、もう御意見も出ましたけれども、原則的に皆さん御了承いただいたということで、この回を終わらせていただきたいと思います。

また、次回の部会では、前回の統計委員会答申における今後の課題についての検討状況などについて、審議を行うこととしております。

では、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、7 月 25 日金曜日の 14 時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

次回は、今、部会長からもありましたが、前回の統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況について、御審議いただきたいと考えております。

それから、本日お配りしている資料ですが、前回と同様、委員、専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみをお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残しておいていただいて結構です。

私どもで保管しまして、次回の部会に席上御用意いたします。

なお、恐れ入りますが、お持ち帰りいただいた資料は、必ず次回の部会に御持参いただきますようお願いいたします。

以上です。

○白波瀬部会長 部会の結果概要について、事務局からメールにて御照会いたしますので、対応の方をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございました。